

休日在宅当番医の略図



休日在宅当番医のお知らせ

月/日	内科医 (電話番号)	外科医 (電話番号)
3/3	富田医院 (☎66-2226)	佐々木医院 (☎62-2357)
20	星野(見附)医院 (☎62-0998)	金井医院 (☎62-0116)
21	山喜医院 (☎62-0646)	寺師医院 (☎62-0137)
27	星野(今町)医院 (☎66-2103)	石川医院 (☎66-2140)
4/3	杏仁堂医院 (☎62-0123)	佐々木医院 (☎62-2357)
10	霧島医院 (☎62-0579)	金井医院 (☎62-0116)
17	小林医院 (☎62-0562)	寺師医院 (☎62-0137)
24	堀医院 (☎66-2133)	石川医院 (☎66-2140)

※診療時間は、内科・外科とも午前9時から午後5時までです。
 ※時間外でやむを得ない時は、当番医の変更の有無を役場(☎66-2002)へ確かめてから受診してください。

◎お詫び 町政懇談会特集号の中で、誤字がありました。四ページ二段目の間▼長呂種管……の文中、真野代壇の管理を管理に訂正してお詫びします。
 ▼ちいさい春みつけました。つくしんぼが、かわいい頭をのぞかせていたんです。(中条の土手にて) 何だかうれしくなりました。
 自然もひと、冬の寒さに耐えて迎えた春の喜びは格別だと思えます。
 ▼何かと気ぜわしいシーズンがやって来ましたが、火の元にはくれぐれもご用心ください。

編集後記



- 消防車・救急車の要請は☎119
- 無憂苑斎場の申込みは与板郷消防署 ☎0258-72-2572

広報

昭和63年

3月 No.175

なかのしま

編集と発行/南蒲原郡中之島町役場企画課
 (〒954-01 ☎0258-66-2270)



おもな内容

- ・ 消えたかな/気になるあの火もう一度 ②
- ・ 5回以上の献血ありがとうございました ③
- ・ 交通災害共済加入のおすすめ ④
- ・ 62年度の転作率は102.5% ⑥
- ・ カメラ散歩 ⑦
- ・ 児童手当が変わります ⑩
- ・ 休日在宅当番医の略図 ⑫

いつもお世話になっておじいちゃん、おばあちゃんを招待しました。写真右は首飾りのプレゼント。





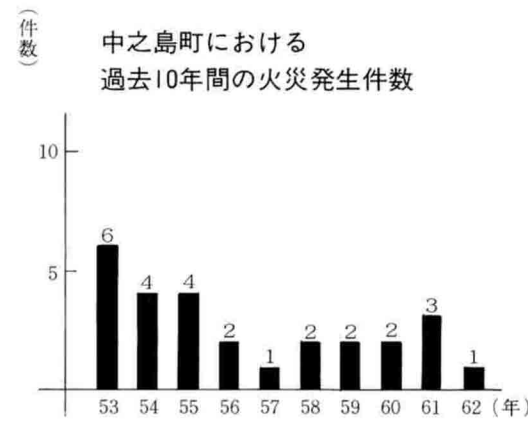
「五回以上の献血者を表彰します」とお知らせしたところ、昭和六十二年度は二十五名の方から申請がありました。日頃のご協力を感謝いたします。今後とも「あなたに頼るしかない献血」に一層のご理解とご協力をお願いいたします。

五回以上の献血 ありがとうございました

氏名	献血回数	(住所)
梅沢 和夫	七回	(藤山)
渡辺 治	六回	(中之島第一)
渡辺 良子	五回	(〃)
中沢 浩一	十一回	(〃)
和木 勇夫	十回	(中之島第七)
倉茂美代子	八回	(大口)
堀 フデ	五回	(〃)
羽賀 裕成	六回	(杉之森)
内藤 スイ	十回	(高畑)
鈴木登代美	五回	(横山)
坂口 良典	五回	(〃)
今泉 義信	六回	(大保)
石川 春	八回	(島田)
倉本 春雄	十四回	(宮内)
渡辺 康男	十二回	(中野東)
大久保富栄	六回	(中野中)
中島千代乃	五回	(中野西)
中島 勝幸	五回	(中条第一)
本間真里子	十五回	(中条宮村)
佐々木 進	六回	(〃)
小菅 美栄	六回	(〃)

消えたかな！ 気になるあの火 もう一度

春の
火災予防運動 4月1日~14日



- 四月一日から十四日まで、県下一斉に春の火災予防運動が実施されます。今回の重点目標は、次の五項目です。
- (1) 高齢者、身体不自由者、乳幼児などを火災から守りましょう。
 - (2) 家庭での防火知識・技能を高めましょう。また、地域ぐるみの防火体制を強化しましょう。
 - (3) 大勢の人が出入りする建物の防火安全を確保しましょう。
 - (4) 家庭でも消火器、簡易型火災警報器などの防災機器を備え付けましょう。
 - (5) 異常乾燥時や強風時には、たばこの火やたき火に注意しましょう。
- ◇ これからは日一日と暖かくなります。

ポカポカ陽気に誘われて、ちよつと外出……。その前に、こたつやストーブなどの火の始末を万全にしましょう。また、たき火やゴミの焼却、田畑や堤防の野焼きなどには十分な注意が必要です。(事前に消防署に届出のこと)一瞬のうちにすべてを灰にしてしまう火災、みんなで気をつけましょう。

火の用心七つのポイント

- 1 寝たばこや、たばこの投げ捨てをしない。
- 2 子供は、マッチやライターで遊ばせない。
- 3 風の強いときは、たき火をしない。
- 4 天ぷらを揚げるときは、その場をはなれない。
- 5 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- 6 ふろの空だきをしない。
- 7 ストープには、燃えやすいものを近づけない。



火の用心願います

「火の用心願います カチ カチ」子供の頃、拍子木(カチ)をたたきながら小路を回った経験のある方も多いと思いますが、現在も火の用心の夜回りを続けている子供達がいいます。中野東、稲島、横野、中野西の子供会の皆さんです。

皆さんは、火の用心の夜回りを長年に亘って続けており、この活動は、子供達の防火意識の高揚や地域の予防に大いに役立っています。

一月六日の消防出初式の席上で、消防中野分団(分団長高野尚一さん)より皆さんに、感謝状が贈られました。

昭和六十二年度 献血に

七百五十名の方々から
ご協力をいただきました

昭和六十二年、町内で献血にご協力いただいた方々は、七百五十名となりました。そのうち、四百ミリリットルの献血には、九十四名の方々からご協力をいただきました。ありがとうございました。

ますます高まる 血液の需要

宇宙時代といわれる今日ですが、どんなに科学の粋をこらしても、血液はまだ人工的に造り出すことができません。

その一方で、医学の進歩、医療技術の向上に伴い、輸血の必要性がますます高まっています。輸血を待つ患者さんに、いっとき早く血液を届けるには、すべて献血に頼るしか



- ありません。
- 献血には、
- ① 「二百ミリリットル献血」
 - ② 「四百ミリリットル献血」
 - ③ 「成分献血」(移動献血車でできません)
- の三つの方法があります。
- あなたの善意が尊い命を救い、多くの人々の心を温かくします。今後とも、ぜひ献血にご協力ください。



長かった冬も終り、いよいよ子どもたちが屋外で活動する季節になりました。ところが、その尊い命や身体が、交通事故により失われたり傷つけられているのです。

そのほとんどが、幼い子どものせいばかりでなく、おとなの責任も大きいのです。家族、地域ぐるみで交通事故から子どもたちを守ってやりましょう。

子どもの事故は

- 家の近くで遊んでいて道路にとび出した。
- 保護者が買物、立話などに夢中になって、子どもの保護を忘れていた。



3月の交通安全
キャンペーン

親が手本を示しましょう

○保護者が、足の遅い子どもを置き去りにして先に行った。
などの場合に発生しています。

＝家族の方は＝

- 子どもたちに
- 車のすぐ前や後ろを横断することは危険であること。
- 道路に急にとび出さないこと。
- いったん止まってくれた車の前を渡るときでも、その車のかげから走ってくる車にはねられることがあるので、さらに左右をよく確かめて横断すること。
- 道路で遊ばないようにすること。
- などについて理解させるとともに、一緒に外出したときに実際の道路で指導しましょう。

自転車を利用する人に道路状況が悪いことを十分認識させましょう。

＝ドライバーは＝

- 子どもの行動特性をよく理解して
- 子どもがいたら必ず徐行する。
- 子どものそばを通るときは、いつでも

も止まれる速度で、間隔を十分にとる。

- 住宅街や公園の付近など、子どもがいると思われる場所を走るときは安全を確かめ、スピードは控めにする。
- 子どもが道路を横断しようとしていたら、先に横断させてやる。
- ことが必要です。

例年三月は一・二月にくらべて交通事故がいきよに多発する時期です。これは、

- 冬期間、雪のため歩道が通れないなど人車混合による交通マナーの乱れが続いていること。
- 陽気にさそわれて、人や自転車・車の活動が活発になること。
- 雪のため道路標識・標示や安全施設が見えにくくなっていること。

などが原因と思われる。

**自転車も
ルールを守りましょう**

自転車は、快適で便利な乗りものとして、大勢の人達が利用しています。それに伴い、自転車利用者の交通ルール違反による事故も増えていきます。自転車も車両です。ルールを守り、正しく安全に乗ることが大切です。

◎暗くなったら必ずライトを!!

自転車を利用している中学生の皆さん! 暗くなったらライトをつけていますか? ライトをつけることは、視界をよくするだけでなく、相手に自分の存在を知らせることもなります。必ずライトをつけましょう。

また、ヘルメットはあごひもをきちんと締めてかぶりましょう。



《町内交通事故発生状況》

区分	件数		死者		傷者	
	2月中	累計	2月中	累計	2月中	累計
63	3	7	0	0	4	10
62	3	5	0	0	3	6
比較増減	±0	+2	±0	±0	+1	+4

死亡事故0 連続66日(※現在)

1日1円の安い掛金で見舞金の支払は最高100万円
交通災害共済

一日1円の安い掛金で最高百万円の見舞金——交通災害共済組合が発足してから、今年で二十年目になりました。当町では、皆さんのご理解により、昭和六十二年度は人口の約八八%に当たる一万四千八百七十七名の方から加入いただきました。また、昨年一年間に五十八件が給付の対象となり、総額五百四十四万円が支払われています。ただいま昭和六十三年度の会員を募集していますので、万一に備え、この共済に家族そろって加入されるようお勧めします。

加入資格
町内に住所のある方は、どなたでも年齢に制限なく加入できます。

会費(掛金)
大人も子供も、一人年額三百五十円(四月一日以降に加入する場合も同額)です。

共済期間
四月一日から翌年三月三十一日まで(中途加入した方は、会費を納入した日の翌日から共済期間が始まります)。

加入方法
嘱託員を通じて各世帯に届けられた

申込書に必要事項を記入され、会費を添えて回収期限までに申し込みください。

なお、回収期限以降に加入される方は、直接住民福祉課の窓口で申し込み手続きを行ってください。

見舞金の請求方法

万一交通事故に遭われたら、次の書類を添えて住民福祉課窓口で請求の手続きを行ってください。

①会員証 ②共済見舞金請求書 ③交通事故証明書 ④医師の診断書(指定のもの) ⑤請求者の金融機関の口座番号 ⑥請求者が運転もしくは同乗し

〔見舞金の給付区分〕

等級	災害の程度	金額
1等級	死亡した場合	100万円
2等級	自賠責施行令別表の等級区分の1級各号に掲げる傷害の割合	70万円
3等級	治療を要した期間が6ヵ月をこえ、かつ入院30日以上を要し、かつ治療日数90日以上のも	15万円
4等級	治療を要した期間が5ヵ月をこえ、かつ入院21日以上を要し、かつ治療日数75日以上のも	12万円
5等級	治療を要した期間が4ヵ月をこえ、かつ入院14日以上を要し、かつ治療日数60日以上のも	10万円
6等級	治療を要した期間が3ヵ月をこえ、かつ入院7日以上を要し、かつ治療日数45日以上のも	8万円
7等級	治療を要した期間が2ヵ月をこえ、かつ入院通院の実治療日数30日以上のも	6万円
8等級	治療を要した期間が1ヵ月をこえ、かつ入院通院の実治療日数15日以上のも	4万円
9等級	入院・通院の実治療日数7日以上のも	2万円

ていた場合は、車を運転していた人の免許証の写し ⑦その他必要に応じて組合長の指定する書類

◇ 見舞金は、死傷の程度により、死亡(一等級)百万円から、実治療日数7日以上(九等級)二万円までの九段階(左記のとおり)に分かれています。なお、見舞金の請求期限は、交通事故の起きた日から一年以内です。一年を経過した場合は、請求できません。

＊ 詳しくは、住民福祉課窓口(☎六六一二七〇・内線四七)へお問い合わせください。

交通事故にあったら必ず警察署に届け出ましょう!!



公民館運営研究会
 二月二十一日(日)、「情報交換と今後の運営について」を研究主題に、公民館運営研究会が中之島町公民館において開かれました。
 当日は、町公民館および各公民分館の役員等関係者約五十名が集まり、公民館活動の活性化をめざして、熱心な話し合いが行われました。

カメラ散歩



町民将棋大会
 二月二十八日(日)、第十四回町民将棋大会が中之島町公民館大広間において開催されました。
 当日は三十九名(A級十六名・B級十三名・C級十名)の愛好者が参加し、日ごろの腕前を發揮していました。
 結果は次のとおりです。(敬称略)

(A級)
 一位 河内 昇 二位 樋山 信之
 三位 石丸 勇一

(B級)
 一位 吉田 秀昭 二位 田中 敏夫
 三位 郷沢 孝

(C級)
 一位 河内 祐久 二位 本間 用一
 三位 松永 桂資

文化懇話会総会
 二月二十九日、中之島町公民館において、文化懇話会(会長西沢角市さん、会員約百七十名)の総会が開かれました。
 当日は約四十名の会員が集まり、予算、決算などの審議や、「会津八一の歌碑を訪ねて」と題した長坂吉和氏の講演がありました。
 同会は、俳句、短歌、書画、手芸などの愛好者が集まり、勉強会や色紙展の開催、町民祭への参加や機関誌「さざなみ」の発行(年二回)など、会員相互の親睦や研さんを深めています。目下の悩みは「若い会員の少ないこと」ということです。



どんな雪像ができるのかな

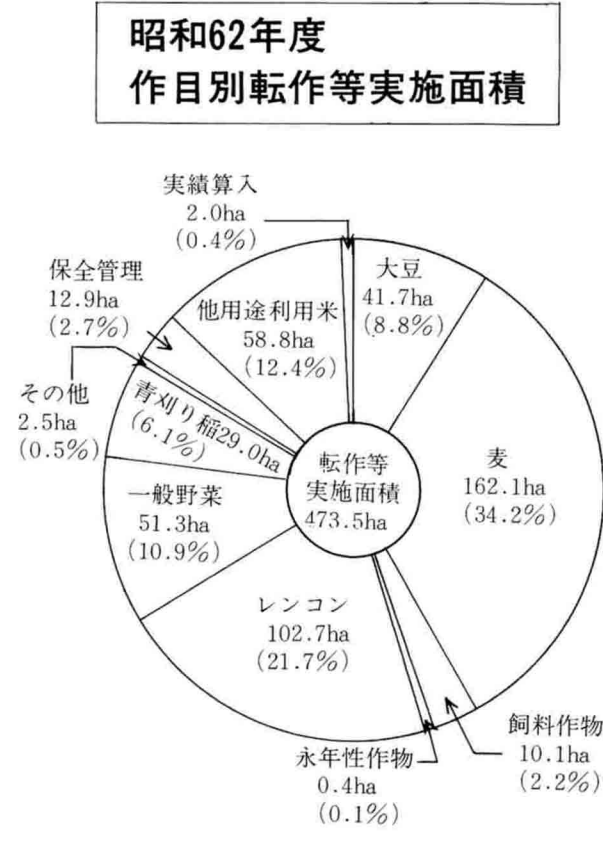


四色対抗障害物リレー

雪ん子集会
 二月十三日、信条小学校では児童会の行事のひとつ「雪ん子集会」が開かれました。
 全校児童がグラウンドに集まり、四チームに分かれての障害物リレーや雪像づくりを楽しみました。

昭和六十二年度 達成率は二〇・二・五%

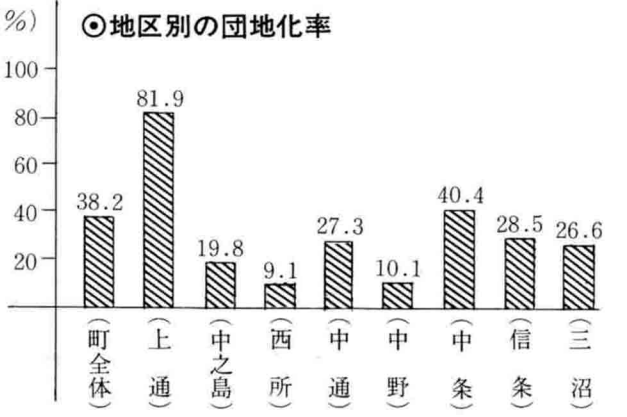
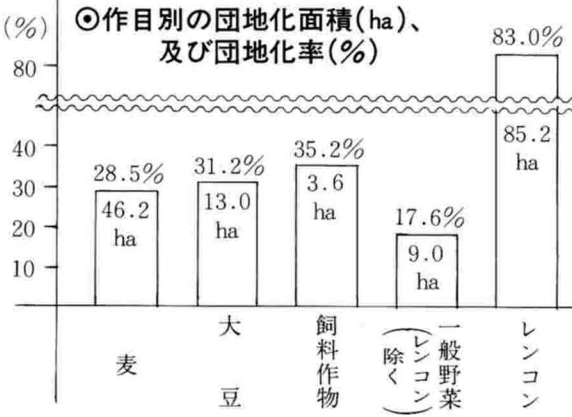
水田農業確立対策が新しくスタートした昭和六十二年度は、転作等目標面積四六二・二haに対して、総実施面積は四七三・五haとなり、一〇二・五%の達成率となりました。



目標達成のため皆さんのご協力をいただき、ありがとうございます。
〔具体的な実施状況〕
 総実施面積四七三・五haの内訳については、転作三九八・八ha(総実施面積に占める割合八四・五%)、保安全管理二・九ha(同二・七%)、他用途利用米五八・八ha(同一二・四%)及び、

〔団地化の状況〕
 団地化を最重要課題として取り組んできた結果、団地面積は一〇八・九haから四五%増の一五七・七haに、団地化率も前年度の三七・四%から三八・二%と〇・八%上昇しました。
 しかし、各集落の団地の取り組みにおいて依然として格差がみられます。今後も団地化に対する取り組みについて、皆さんのより一層のご協力をお願いいたします。

実績算入が二・〇ha(同〇・四%)となつています。
 これを前年度と比べると、転作が一五・五ha(四一%)、保安全管理五・六ha(七七%)、他用途利用米一二・三ha(二六%)、実績算入〇・二ha(二%)、それぞれ増加しており、総実施面積で一三三・七ha(三九%)増加しました。
 転作を作物別にみると、麦が七九・五ha増加し一六二・一ha(前年度より九六%増)、青刈り稲は一二・二ha増加し二九・〇ha(同七三%増)、保安全管理は五・六ha増加し一二・九ha(同七六%増)となり、転作の中で大きな伸び率を示しました。
 転作作物の内容は、左上のグラフのようになっています。



税務コーナー 利子非課税制度の改正

利子の非課税制度、いわゆるマル優等の制度が、昭和六十三年四月一日から変わります。

新しい制度では、マル優、特別マル優、郵便貯金の利子非課税扱いは、次のような人やこれらの人に準ずる人などに限って利用できます。

- ① 六十五歳以上の人
- ② 遺族基礎年金を受けることができる妻
- ③ 寡婦年金を受けることができる人
- ④ 身体障害者手帳の交付を受けている人

また、サラリーマンは、一般の財形貯蓄の非課税がなくなり、新たに設けられた財形住宅貯蓄と、従来の財形年

新・利子非課税制度の種類と内容

お年寄りの場合		
種類	非課税限度額	内容
マル優	300万円	銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託など
特別マル優	300万円	利付国債、公募地方債
郵便貯金	300万円	
サラリーマンの場合		
種類	非課税限度額	内容
財形住宅貯蓄 財形年金貯蓄	合わせて500万円	サラリーマンの給料からの天引預金

金貯蓄を合わせて、最高五百万円が非課税ワクとなります。

新制度の適用は 四月一日から

新・利子非課税制度の種類や内容などは表のとおりで、これ以外の利子所得は、原則として一律二〇%（うち五%は都道府県民税）の源泉分離課税となり、したがって、従来の総合課税制度、三五%の源泉分離課税と併用し、確定申告不要制度は廃止されます。

なお、これらの改正は、原則として昭和六十三年四月一日以降に支払われべき利子から適用されます。

非課税制度の利用には 手続きが必要

新マル優などを利用する方は、非課税対象者に該当する旨の確認を受けるほか、住民票の写し、保険証、年金手帳など一定の公的書類を金融機関の窓口へ提出して、住所、氏名、生年月日の確認を受ける必要があります。

また、昭和六十三年三月三十一日以前にマル優などを利用しているお年寄りなどが、引き続き非課税制度を利用する手続きは、遅くとも六十四年三月三十一日までに一定の手続きを済ませる必要があります。預貯金先の金融機関などに相談してください。



確定申告の期限は
三月十五日です

租税に関する文献類等の 収集にご協力を

税務大学校では、租税関係資料の収集を行っております。身近に埋もれている租税に関する文献類等がありましたら、ぜひ税務大学校へご寄贈ください。よろしくお願いいたします。

収集の対象となる文献類は、例えば、明治以前・以降の租税に関する写真類・図書類・器具類・民情紹介資料・書式類・著名な事件記録・古文書類・会計資料（旧家等が保存している大福帳等）などです。

提供いただいた文献類等については、資料室において集中管理し、未永く保管するとともに、「租税資料目録」を作成して博物館・図書館・研究所・大学等に配付するなど、租税史・租税制度等の研究に広くご利用いただいております。有償の場合には、ご相談させていただきます。

詳しくは、最寄りの税務署・国税局または税務大学校関東信越研修所にお尋ねください。

年金コーナー 四月から保険料が 七、七〇〇円になります

国民年金の定額保険料が、この四月から月額七、七〇〇円になります。

付加保険料（高額年金を受けるための保険料）は、月額四〇〇円が変わりありません。

国民年金は、加入している皆さんが老齢となったとき、年金を支給して生活の安定をはかることが第一の目的です。そのため、生活水準は一定に保つ必要があります。

近年、受給権者が増加し、また、年金額の物価スライドにより年金の支払額は増え、この先も増え続けることが予想されます。

年金の支払い財源は、みなさんの納める保険料と国の負担などにより賄われています。

国民年金制度を健全に運営していくための保険料の改定でありますので、加入者の皆さんのご理解をお願いいたします。

なお、保険料をまとめて納める前納制度を利用すると、六十三年四月分から一年間の保険料は九〇、一七〇円（二、二三〇円引き）になります。ご利用ください。

「年金教室」開催

・日時 / 3月25日(金)
午後1時30分～3時30分

・場所 / 三条社会保険事務所
2階会議室

・内容 / こんなときこんな届出を！
※終了後、個々の相談にも応じます。

現況届は誕生月に 提出しましょう

国民年金の老齢年金等を受給している人は、毎年一回誕生月に現況届を提出していただいておりますが、社会保険庁から誕生月の前に用紙が届いても、必ず誕生月まで待つて町長の生存の証明を受けてください。

320kmを超えるダイヤル通話料が値下げになりました



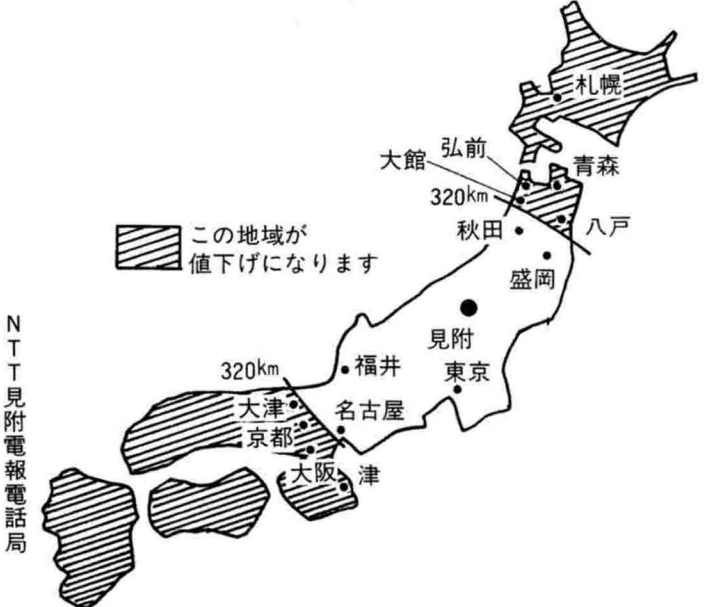
二月十九日から、昼間、夜間、深夜とも、それぞれ約10%値下げになりました。

見附からの値下げ対象地域は図のとおりです。

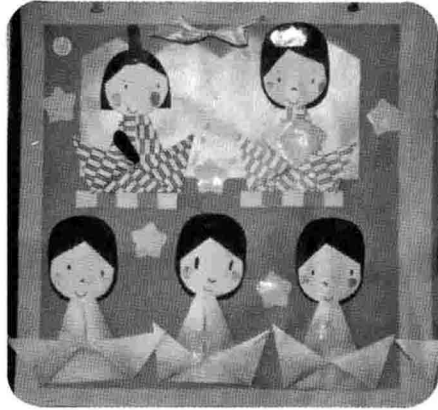
60kmを超える地域への夜間、土、休日（約40%）は、いままでと変わりません。

■320kmを超える地域へ3分間通話した場合の料金

昼間		夜間		深夜	
平日(月～金曜日)	改定前	改定後	平日(月～金曜日)	改定前	改定後
午後7時～午後9時	400円	360円	午後7時～午後9時	240円	220円
午前8時～午後7時			午前6時～午前8時		
			土・日・祝日	220円	200円
			午前6時～午後9時		



～「印鑑登録証」の交換はお早めに(登録証および認印持参のこと)～



人口の動き

2月末日現在・(前月比)・[前年同月比]	
人口	12,117人(+17) [+207]
男	5,925人(+10) [+109]
女	6,192人(+7) [+98]
世帯数	2,492戸(+3) [+50]

あなたもリハビリに

町では、脳卒中の後遺症などのある方々に、生きがいのある人生を送っていただくため、機能回復訓練事業を下記のとおり実施します。ぜひご参加ください。

- ☆対象者/脳卒中の後遺症などのある方で、自分の用が足せたり、簡易な介助で歩けるなど、あまり重度でない方。
 - ☆会場/中之島町公民館
 - ☆回数/毎月1回(計12回の予定)
 - ☆内容/歩き方などの基本動作・日常生活の動作、レクリエーションを通じての仲間づくりなど。
 - ☆送迎/町のマイクロバスで行います。
- 希望者は、3月31日(木)までに役場保健衛生課へお申し込みください。電話でもよろしいです。(☎66-2170)



参加しませんか

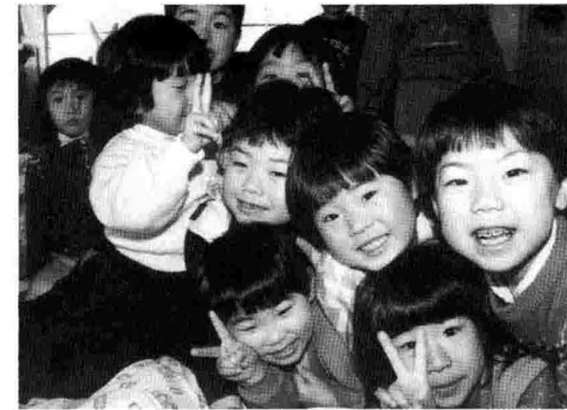
大竹邸記念館開館日 ●第1・第3金曜日、第2日曜日 ●午前10時～午後3時



小・中学校・保育所の入学(所)式

中之島中央小学校	四月五日(火)	午後二時
上通小学校	四月五日(火)	午前十時
信条小学校	四月五日(火)	午前十時三十分
中之島中学校	四月五日(火)	午後一時三十分
中之島北中学校	四月五日(火)	午前十時
町内全保育所	四月六日(水)	午前九時三十分

※いずれも式の始まる時間です。



児童手当

児童手当が変わります

昭和五十七年四月二日以降に生まれた二人目の子どもにも支給されます

児童手当が昭和六十一年六月一日に改正され、段階的に実施されてきましたが、昭和六十三年年度から完全実施となります。

—児童手当とは—
家庭における生活の安定と、児童の健全育成及び資質の向上を図る目的として支給される手当です。

—児童手当を受給できる方—
昭和六十三年四月一日からは、義務

教育就学前の児童を含む十八歳未満の児童を二人以上養育している方で収入が一定額未満の場合に、二人目の児童から支給されます。

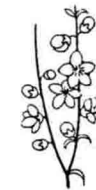
二人目の児童が昭和五十七年四月二日から昭和五十八年四月一日までに生まれた方は、四月一日から新たに受給資格が発生しますので、認定請求をしてください。

対象となる方には通知しましたが、まだ通知のない方で該当すると思われる方は、三月三十一日までに手続きをしてください。

—児童手当の額—
・二人目の児童 月額 二、五〇〇円
・三人目以降の児童一人につき 月額 五、〇〇〇円

*昭和六十二年中に転入された方は、前住所地からの児童手当用の所得証明が必要です。

詳しくは、役場住民福祉課へお問い合わせください。



野球場利用のご案内



—4月1日オープン—

(開放期間) 四月一日～十一月二十日(予定)
(使用方法) すべて予約制で、所定の申請書により、使用する一カ月前から三日前

までの間に教育委員会に申請してください。(申請書は教育委員会にあります)

(受付時間) 日曜、祭日を除く午前八時三十分～午後五時(土曜日は正午まで)
(使用時間) 午前五時～午後十時(大会を除き、使用時間は二時間以内)
(使用料) 無料

ただし、社会教育活動以外の使用及び町外者の使用については有料

(昼間) 一時間 二、〇〇〇円
(夜間) " 四、〇〇〇円

水澤家具中之島店(仮称)の
出店計画説明会のご案内

(日時) 三月十六日(水) 午後一時三十分より
(会場) 中之島町商工会館二階大研修室
(説明内容) (1)出店の主旨

補聴器会社の
名称変更

新潟補聴器センター(株)の名称が、三月一日からキコエ補聴器(株)に変更になりました。

(2)出店計画の内容
(3)その他
※大勢の方々からお集まりいただきまますよう、お願いいたします。

—中之島町商工会—

民俗資料館開館日 ●毎月5日・15日・25日 ●午前9時～午後4時

事故当番日の長い一日が間もなく終わろうとしている。「今日は、人身事故なし。机の上の書類をかたづけ始めたその時、「チリン、チリン」。消防本部からの直通電話が鳴り響いた。いやな予感が体を走る。

「子供二人がダンプにはねられた。死亡事故のおそれあり。場所は、状況は……」復唱しながらメモをとる同僚の脇を、バトカーの鍵を持ち、車庫に向けて走った。悲惨な事故現場が脳裏に浮かび、ハンドルを握る手に思わず力が入り、汗ばんでくる。

「現場到着」大型ダンプカーが止まっている。その後方には、横断歩道がある。救急隊員が駆け寄って来て、「子供一名は意識があります。もう一人は……」とダンプカーの方を指差した。「何と言うことだ」その指の先、ダンプカーの真下に！「思いもよらぬ方向に曲った手足。ざくろがはじけ

たような頭部。一面に広がる真っ赤な血。そんな現場で、我が手にすっぽりと包み込まれてしまいそうな小さな手だけがやけに白く見えた。横断歩道から続く血痕。ダンプカーの前バンパーのほこりがわずかに拭かれており、車体下部には肉片や毛髪が付着している。

衝突地点は、あきらかに横断歩道上である。しかもダンプカーの前部が衝突している。「なぜ事故が起きたんだ。横断歩道の上じゃやないか。左右もよく見える。ダンプカーは、なぜ止まってやらなかったんだ……」次々と疑問がわき、怒りがこみあげてくる。事故現場は常に冷静にな」と教えられていたのに思わず「運転者はだれだ」と大声を出してしまった。若い感じの男だった。「子供はいなかったんだ。スピードも出ていなかった」とおどおどしながら弁解してきた。「見る。そんなばかな話があるか。子供が急に地面から出て来たのか。

空から降って来たのか……とさらに怒鳴ってしまった。一緒にいた子供達は「○○ちゃん達は、手を上げて渡っていたよ」と泣きながら、小さい声で話してくれた。

やっこの思いで、ダンプカーの下から被害者を引き出し、検死のために本署に向かわせた。野次馬も一人減り、二人減り、現場の処理が終わった時には、すっかり日が暮れていた。

事故現場から戻った私に、「私さんは、お父さんが手で抱いて帰ったよ。一人息子だった。子供の柩って見てられないな」と、もら



交通事故の関係者しか体験することのできない 悲しい事実……「交通警察官手記集」より 僕、ルールを守ったよ

交通安全年間スローガン

- 運転者(同乗者を含む)に対するもの
守ります ベルトに速度に 車間距離
- 歩行者・自転車乗用者に対するもの
安全へ つなぐ老いの手 幼い手
- 子どもからの募集
無灯火は 乗る人見る人 まっくろけ

した同僚の目がうるんでいるようだった。

後日、この事故車輛の写真の中に、たった一枚だけ、現場では肉眼で見えなかったはずの被害者の衣服の跡が、ダンプカーの前部バンパーに歴然として写っていたのである。それはまるで、「僕はお父さんや、お母さんの教えてくれたように、横断歩道の上を手を上げて渡っていたんだよ。僕、悪くなかったんだよ……」とでも言っているようであった。

広報 なかのしま

交通安全 特集号

中之島町役場企画課

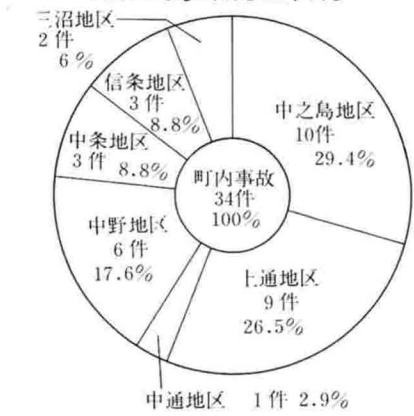


交通死亡事故 0をめざして……

見附署管内の交通事故

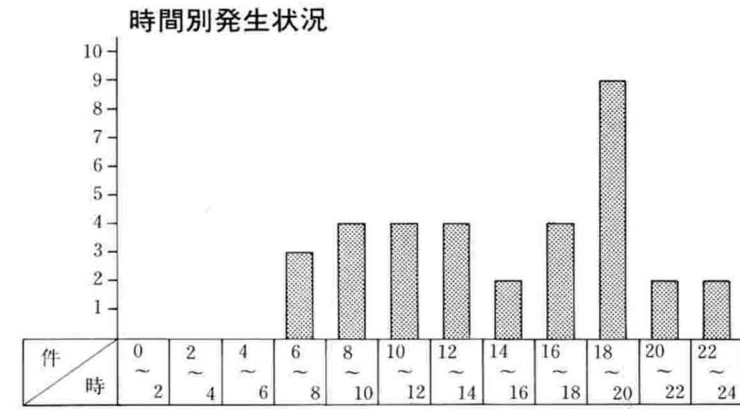
区分	年		増減	
	61年	62年	数	%
件数	195	192	△3	△1.6
死者	2	5	3	150.0
傷者	234	228	△6	△2.6

地区別事故発生状況



毎日のように発生する悲惨な交通事故のニュースが、テレビや新聞紙などで連日報道されています。ドライバーでもあり、歩行者でもあるあなたにとっても人ごとと簡単に片づけられる問題ではないはず。日常に生きる私達は、常に交通事故「死」と背中あわせの生活があると言っても過言ではありません。

お互いにもう一度交通ルールをしっかりと認識し、地域や職場及び家族が一体となって交通安全意識を高め、譲りあう精神と正しい交通マナーの実践を心がけましょう。



事故原因

事故原因	件数	%
前方不注意	7	20
安全速度	2	6
操作不适当	4	12
信号無視	2	6
安全不確認	9	26
一時不停止	4	12
動勢不注意	2	6
その他(無灯火)	1	3
とびだし	2	6
直前横断	1	3
計	34	100

路線別発生状況

路線	区分	件数	死者	傷者
国道8号線	件数	3	1	2
	見附・与板線	10	—	13
	その他県道	16	1	16
	計	26	1	29
町道	計	5	—	6
合計	計	34	2	37

増加しています。なお悪質な違反も減少せず昨年は、信号無視が二件、安全速度二件、一時不停止四件となっており、バイクの無灯火が原因による交通事故も発生しています。

事故発生状況を原因別にみると車輦では、わき見運転やぼんやりしているなどの前方不注意や安全不確認、動勢不注意等が占め、わき見や考えごとをしながら運転したり、前後左右の安全確認をおこたったりする基本的なルールを守らない事故が増加しています。なお悪質な違反も減少せず昨年は、信号無視が二件、安全速度二件、一時不停止四件となっており、バイクの無灯火が原因による交通事故も発生しています。

曜日別発生状況

区分	曜日	日	月	火	水	木	金	土	計
件数		5	5	7	2	8	3	4	34
死者数				1		1			2
傷者数		7	6	6	2	7	4	5	37

事故をおこした第一当事者を年齢別にみると、二十才以下と四才までがトップで二十三・五%、ついで十七・六%が六十才以上の高令者となっています。最近、特に高令者の交通事故も徐々に増えてきており、第二当事者の割合は六十才以上がトップで六件の発生をみられます。なお、昨年本町で発生した交通死亡事故者二名はすべて六十才以上の高令者が



占めています。自分だけは大丈夫とたかをくくるまに、今一度自分の運転態度に危険はないかを見直し、安全運転の習慣をしっかり身につけ、実行するようにはしましょう。

当事者別状況

当事者別	第1当事者		第2当事者	
	男	女	男	女
幼児				
小学生	1	3		1
中学生				
高校生			2	1
15才~19才(上記除)	2		1	
20才~24才	6	2	4	1
25才~29才		2	2	1
30才~34才	3	1	2	
35才~39才	3	1	3	1
40才~44才	1		3	
45才~49才		1	2	
50才~54才			1	1
55才~59才	2		2	
60才~	3	3	4	2
計	21	13	26	8



年々、交通情勢が厳しさを増すなか、昨年新潟県においては、交通事故の死亡者が二九人という前年を四六人も上回る近年にない記録となりました。特に八月には、連続二十日間も交通死亡事故が発生して、史上最悪の連続発生記録となったことは記憶に新しいところです。

このような中、昨年中之島町で発生した交通事故件数(人身事故)は、前年より六件減少し三十四件となったものの、死者数は一名増えて二名と昭和五十七年の四名、

五十三年の三名につぐ悲惨な結果に終わりました。本年に入ってもすでに一名死亡し(三月十日現在)増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

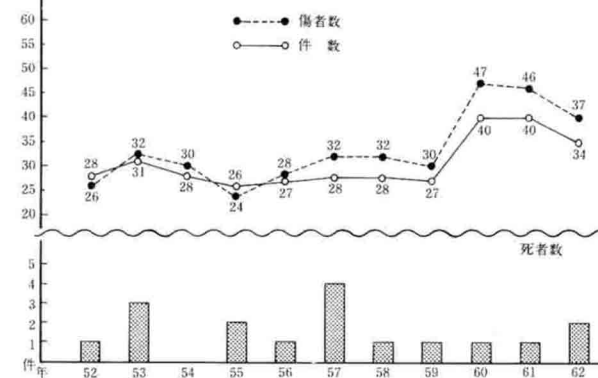
又、傷者数の中には、運よく一命をとりとめたものの、まかりまちがうと死亡事故につながったという「きわどいもの」も数人含まれています。

事故発生原因としては、運転者の前方不注意、安全不確認などがあいかわず多く、正しい交通ルールやマナーについて運転者の事故防止意識が欠けている面が多くみられ、町民一人ひとりに交通安全の「心」を育てていく必要があると思われまます。

本年もこうした傾向が続くものと思われるほか、北陸自動車道の全面開通等により交通量の増大、交通の流れの変化等交通事故の増加要因が一層増大するなど交通をとり巻く情勢は一段と厳しくなることが予想されます。

今後も交通安全意識の向上を図り、無事故で明るい町を築くためこの結果をもとに今一度交通安全交通事故について考えてみましょう。

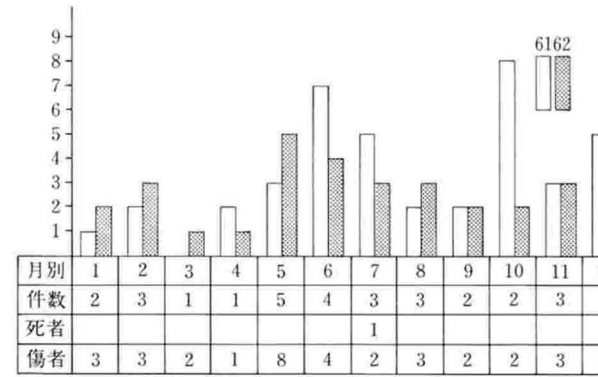
年次別推移



中之島町の交通事故

区分	年	61年	62年	増減	
				数	%
件数		40	34	△6	△15
死者		1	2	1	100
傷者		46	37	△9	△19.6

月別発生状況



年次別推移では、昭和五十二年(五十九年)までは、横ばい傾向を示してきましたが、昭和六十年以降増加傾向にあります。

月別では、五月と十一月がトップ、五月と十一月がトップ、最高は五月と十二月の五件でついで六月の四件となっています。昨年は五月六月の行楽期と雪の降り始める十二月に多発しましたが、昭和六十一年は六月と夕暮れの早まる十月に集中しています。